

今号は、①いの健京都センター第27回定期総会、②いの健近畿ブロック学習交流会 in 神戸、③厚労省「労災保険在り方研究会中間報告書」、④2024年「労働安全衛生調査」結果、⑤この間の内外情勢のザッピング、⑥今月のお勧めの3冊です。

I いの健京都センター第27回定期総会

8月26日の夜、ラポール京都（京都労働者総合会館）の会議室で、働くもののいのちと健康を守る京都センター（いの健京都センター）の第27回定期総会が開催されました。出席は代議員36組織45人中33組織41人（内現出席17人、委任出席24人、欠席4組織4人）で、役員は19人中15人の現出席でした。



総会は、柳生剛志事務局次長（京都総評事務局長）の開会あいさつで始まり、総会議長に京都民医連の鎌野敏徳代議員、総会書記に毛利崇副理事長（自由法曹団京都支部）、資格審査・議事運営委員に林真也理事（全国一般京都地本書記長）を選出しました。



主催者あいさつをおこなった河本一成理事長（京都民医連・あさくら診療所）は、「熱中症にくれぐれも気を付けていただきたい。新型コロナも依然として注意が必要だ。総会のスローガンにある『全ての職場・全ての働く人々に安全・安心を』痛感する。今年には戦後80年の年だが、日本被団協（日本原水爆被害者団体協議会）の田中熙巳代表委員が、若い人に思いを継承してもらうだけではだめで行動してもらうことが大切だと言われたことが印象に残った。核兵器のない、戦争のない世界にしていくために行動することが求められている。核兵器禁止条約の批准に向け、平和憲法を持つ日本こそその先頭に立つべきだ。積極的な討論をお願いします。」とあいさつされました。

議案の報告と提案は、「2024年度事業報告」と「2025年度事業計画（案）」を岩橋祐治事務局長（センター事務局）が、「2024年度決算報告」と「2025年度予算案」を芝井公事務局長次長（京都職対連事務局長）が、「2024年度会計監査報告」を長尾修会計監査（京都府立高教組）が行いました。



討論では、6人の理事・代議員が発言しました。

①京建労・北村一輝代議員：建設アスベスト訴訟は大きな節目・転機を迎えている。8月7日東京高裁で、8日大阪高裁で和解が成立した。京都の2陣訴訟も和解案が提示され、3陣訴訟でも和解協議の打診があった。しかし2021年5月の最高裁判決が基本となっており、解体工や屋外工が和解対象から外されている。アスベスト被害者で救われない人をなくす、最高裁判決の不十分性を突破して、全ての人の救済を勝ち取りたい。飛散防止の取組みも強化していきたい。今後もご支援よろしく！



②新田昌之副理事長（京都自治労連副委員長・京都職対連会長）：（京都市職員の転倒事故の公務災害認定闘争の



報告）「何もないところでの転倒事故は公務災害にならない」という運用がされていた。厚労省と総務省の合同レクを行い、「労災の認定基準と同じ」ということを言わせて、公務災害認定基金の本部段階で認定を勝ち取ることができた。宇治のユニチカの河合さんのアスベスト被害の救済を求める闘いは、地元で「支える会」を立ち上げた。ユニチカでは6千人もの労働者がアスベストの粉じんでもうもうとした状態で働かされていた。ユニチカの企業責任を迫及していく！—引き続きご支援を!!

③京都民医連・戸崎みどり代議員：「地域住民の医療を受ける権利を保障するために医療機関の維持存続への支援を求める請願署名」に協力を！—全体で100万、京都で3万の目標で取り組んでいる。



綾部では全職員署名を達成し、東山では病院訪問を行った。どこでも経営が厳しくひっ迫している状況で協力してくれるとのこと。居宅介護事業所や薬局の訪問も行う予定。どこも大変だ。医療・介護が協力して励まし合いながら取り組んでいく。病院・介護事業所の存続がかかった事態、入院できない・お産もできない状況が全国で生まれている。医師不足も深刻だ。まさしく働くもののいのちと健康の危機とも言える状況であり、署名にぜひご協力を！

④化学一般京滋福地本・上園敏文代議員：いの健・労安活動は労働組合の基本となる活動だ。化学一般では、昨



年の11月に「全支部安全衛生学習交流会」、今年の6月に「安全衛生一泊学校」を開催した。学習交流会では、メンタルの休職者も増えているが、契約しているメンタルサポート京都の利用状況はあまりないこともあって、30分カウンセリングも行い、「不安や悩みを聞いてもらい、心が軽くなった」という感想が出された。一泊学校では、「楽しく学び、職場で生かす」をモットーに、健康診断の活用（有所見率の比較）、労災事例の検討や労災いろはかるた大会も開催した。死亡災害が2件起きたが、危険予知・対策が不十分だった。労働者のいのちと健康を守る活動は労働組合の基本であり、引き続き重視してとりくんでいく。

⑤毛利崇副理事長（自由法曹団京都支部）：労災・職業病闘争では、起こってから、共にとりくんでいるが、労



災・職業病は予防が大切だ。法改正問題では学習会の講師派遣をしているが、最近は安倍「働き方改革」の時に比べて講師要請が減少している。労働分野では、表に出てこない、「こっそり改悪」もある。ルールは同じだが運用を改悪しているということだ。最近では、労働者のいのちと健康を守る闘いに、若手の弁護士が参加する機会が減ってきている。学習会の講師要請、若手の弁護士を育てることにもなるので、おしりをたたいていただきたい。

⑥柳生剛志事務局次長（京都総評事務局長）：（2025年度の地域最賃の改定問題）中賃の目安はA&Bランクが63円、Cランクが64円だったが、地賃の審議は難航している。B&Cランクでは、目安を超えるのが8割以上という状況になっている。中小企業支援がカギだ。上乘せするはが、発効日を遅らせるという県も出ている。ただちに1500円引上げということと、全国一律最賃制を実現していくことがやっぱり肝となっている。



討論の答弁とまとめを岩橋事務局長が行った後、全議案を一括して拍手で採択しました。

次期2025年度役員の提案を新田副理事長がおこない、拍手で承認した後、今期で退任となった丹野妙子理事（京商連）が退任あいさつを行い、再任された河本一成理事長が新任役員を代表してあいさつを行いました。河本理事長は、PFAS（有機フッ素化合物）の問題に触れた後、「働くもののいのちと健康をめぐる、色々な問題が生起しているが、学習していくとともに、みなさんとごいっしょにがんばっていきたい！」と決意を述べられました。



最後に、梶川憲副理事長（京都総評議長）が、閉会あいさつを行いました。「みんなががんばってたたかってきたからこそ、労働者のいのちと健康を守るルールが作られ、確立してきた。労働行政をめぐっても、全労働省労働組合のみなさんががんばって、水面下の攻防してくれている。『今、労働法制・労働行政をめぐって何が狙われているのか』をはっきりさせることが大切だ。たたかってよかった！ー労働組合の果たす役割を痛感している。アスベストも長い困難な闘いだったが、建材メーカーを動かし謝罪させるところまでできている。そうした労働組合の闘い、その成果を、すべての働く仲間に向けていきたい。当面、9月28日（日）に開催する『“Stop!ザ・働き過ぎ!!” 第20回働き方を見直す京都集会』の成功にご協力をお願いする！」



II いの健近畿ブロック学習交流集会 in 神戸

8月2日、神戸市内で、全労連近畿ブロックといの健近畿連絡会の共催の「2025年近畿ブロック働くもののいのちと健康を守る学習交流集会」が開催されました。参加は49人で、京都からは7人参加しました。働くもののいのちと健康を守る全国センターの埴田和史理事長（びわこリハビリテーション専門職大学教授）が記念講演を行い、「過労死のない国」=スウェーデンで家族と生活して気づいたこと（=①



豊かな自然があっても、自然と共に暮らす、自然を楽しむ術を知らなければ、その価値が理解できない、②福祉社会とは、だれもが人として尊重される社会、③人は誰でも、楽しく生きるべき）を報告しました。その後、「各県・争議団などからの訴え・事例報告」が行われ、京都からは、京都職対連の新田昌之会長（京都自治労連副委員長）が「京都市職員の外勤中の転倒事故で、再審査で公務災害認定を勝ち取った事例」の報告を、京建労の伊東純平常駐執行委員が「建設アスベスト訴訟の歴史と特色、京都訴訟の現状」の報告と支援の訴えを行いました。

Stop!ザ・働き過ぎ! 第20回働き方を見直す京都集会

- テーマ：『新時代の日本的経営』から30年、財界が狙う働かせ方に抗して～ジェンダー視点で働き方を見直す～
- 開催日時：2025年9月28日（日）午後1時～4時15分
- 開催場所：ラポール京都（京都労働者総合会館）四階・第12会議室
- 主な内容：
 - ・ 記念講演「政府・財界の描く働き方・働かせ方の将来像を探る」（竹信三恵子さん、和光大学名誉教授）
 - ・ 基調報告
 - ・ グループトーク
- 参加費：無料、Zoom 参加可
- 申し込みは、京都総評かいの健京都センターまで、電話・Fax・Mail でお願ひします！



Ⅲ 厚生労働省「労災保険の在り方研究会中間報告書」



7月30日、厚生労働省は、「[労災保険制度の在り方に関する研究会](#)」の「[中間報告書](#)」を公表しました。

○ 「中間報告書」でそれなりの方向性が示された事項

- 1 家事使用人に労働基準法が適用される場合には、災害補償責任及び労災保険法も適用すること
- 2 暫定任意適用事業とされている農林水産業の事業への労災保険の強制適用
- 3 法令上に特別加入団体の要件や手続きを明確化すること
- 4 遺族（補償）等年金の夫と妻の支給要件の差異を解消すること
- 5 （アスベスト関連疾患などの）遅発性疾病に係る保険給付の基礎日額については、発症時賃金を原則とし、発症時賃金がばく露時賃金より低くなる場合は例外的にばく露時賃金を用いること
- 6 社会復帰促進等事業における特別支給金の処分性を認めて、審査請求や取消訴訟の対象とすること。不服申立てについても、保険給付と同じ労審法（労働審査官及び労働保険審査会法）の対象とすること
- 7 メリット制について、一定の災害防止効果があり、それを存続させ適切に運用すること
- 8 労災の支給 or 不支給決定の事実を事業主に伝えること。メリット制の適用を受ける事業主に対して、労災保険率の算定の基礎となった労災保険給付に関する情報を提供すること

○ 今後引き続き中長期的に検証・検討を行うとされた論点

- 1 強制適用の範囲
- 2 特別加入団体の在り方、その災害防止に関する役割
- 3 遺族（補償）等年金の趣旨・目的、生計維持要件、労働基準法の遺族補償との関係、給付期間、特別加算
- 4 災害補償請求権・労災保険給付請求権の消滅時効
- 5 社会復帰促進等事業の特別支給金の保険給付化
- 6 メリット制におけるメリット収支率の算定対象から、じん肺症等の特定疾病に加えて、脳・心臓疾患及び精神障害、高齢者や外国人労働者、災害復旧時などを外すこと

今回の「[労災在り方研中間報告書](#)」の特徴として、第一に、労災被災者の生活と権利の保護・保障という視点があまりにも乏しいこと、そして第二に、労災被災者の生活の実態、保険給付が実際に果たしている役割をまともに検証しようとしていないことが挙げられます。* [詳しくは、いの健京都センター討議資料「厚生労働省『労災保険在り方研究会中間報告書』を批判的に読む！」](#)（2025年7月31日発行）をご参照ください！（同討議資料は、いの健京都センターのホームページから無料でダウンロードできます）



2025年度過労死等防止対策推進シンポジウム

- 開催日時：11月21日（金）午後1時30分～午後4時20分
開催場所：池坊短期大学・洗心館・地下一階「こころホール」
- 主な内容：主催者あいさつ（京都労働局）／協力団体あいさつ（過労死防止京都連絡会）／京都労働局からの報告／過労死ご遺族からの体験談の発表／記念講演（首藤若菜立教大学経済学部教授）と質疑応答／閉会あいさつ（過労死防止京都連絡会）
- 主催：厚生労働省・京都労働局、協力：過労死防止京都連絡会



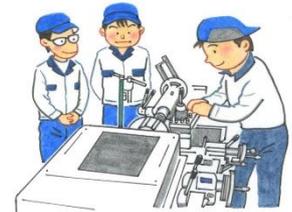
Ⅳ 「2024年労働安全衛生調査（事態調査）」の結果

8月7日、厚生労働省は、「労働災害防止計画の重点施策を策定するための基礎資料」である「2024年労働安全衛生調査（実態調査）」の結果を公表しました。以下、その摘要

1 事業所調査

(1)メンタルヘルス対策

- ① 過去1年間にメンタルヘルスの不調により1カ月以上休業した労働者や退職者がいた事業所12.8%（休業10.2%、退職6.2%）。
- ② メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所63.2%→内ストレスチェックを実施した事業所65.3%→内結果分析をした事業所75.4%→内分析結果を活用した事業所76.8%（事業所全体の23.9%）
- (2)産業保健の取組みの実施状況；①健康診断結果に基づく保健指導75.1%、②高齢労働者の身体的機能低下を踏まえた就業上の配慮35.4%、③私傷病を抱える労働者の治療と仕事の両立支援35.4%
- (3)労災防止対策の実施状況：①転倒防止対策77.7%、②労働安全衛生法に基づく雇入れ教育54.5%、③高齢労働者に対する労災防止対策18.1%、④外国人労働者に対する労災防止対策84.7%
- (4)化学物質を取り扱う際のリスクアセスメントの実施状況：すべて実施52.2%



2 個人調査

- (1)仕事や職業生活における不安やストレス：「強い不安、悩み、ストレスとを感じる事柄がある」と答えた労働者68.3%、「仕事や職業生活に関するストレスを相談できる人がいる」と答えた労働者94.6%→上司65.7%、同僚62.8%、産業医5.3%、家族・友人68.6%
- (2)長時間労働：「1カ月の時間外・休日労働が80時間を超えた月があった」と答えた労働者1.5%→内医師による面接指導を受けた労働者20.6%



Ⅴ この間の働くもののいのちと健康をめぐる内外情勢のザッピング

1 ウクライナ、ガザをめぐる



8月15日、アメリカのトランプ大統領とロシアのプーチン大統領は、アラスカで、ロシアによるウクライナ侵略をめぐる協議しました。プーチン大統領は、侵略戦争を終結する条件としてウクライナの東部2州をロシアに割譲することを要求し、トランプ大統領もそれに応じた、アメリカのマスコミは報じました。18日には、トランプ大統領とウクライナのゼレンスキー大統領や欧州首脳との会談がホワイトハウスで行われ、トランプ大統領は、米ロとウクライナの3カ国首脳会談を提唱し、ゼレンスキー大統領は3カ国首脳会談に臨む用意はあるとしましたが、ドイツのメルツ首相やフランスのマクロン大統領は「3カ国会談には停戦が必要だ」と主張しました。国連憲章や国際法に沿った、ロシアによる侵略を非難し即時撤退を求める国連総会決議に基づく「公正な和平」が今こそ求められています。

8月22日、国連は、人道危機が続くパレスチナのガザ地区の北部ガザ市とその周辺で食料危機が深刻化し、「飢きん」（＝食料不足の程度を表す国際指標の内、最も深刻な状況を示し、少なくとも20%の世帯が極端な食料不足に陥り、少なくとも30%の子どもが急性の栄養失調になっている状態）が発生していると発表しました。国連の人道部門のトップを務めるフレッチャー事務次長は、「これは防げたはずの飢きんだ。



イスラエルによる組織的な妨害のために、ガザ地区の境界では食料が山積みになっている。一部のイスラエルの指導者が戦争の武器として公然と飢きを助長している」と厳しく批判し、グテーレス事務総長は、「大規模な人道的な悲劇で容認できない」、「イスラエルはガザを占領している者として、住民に食料と医薬品を供給する法的義務がある」と強調しました。

2 日米関税合意とトランプ関税の発動



7月23日、石破茂首相は、トランプ米大統領による一方的な高関税の押し付けに対し、日本からの輸入に対しアメリカが15%の関税を課すことで合意したと発表しました。当初のトランプ大統領から通知された25%は下回っていますが、現在課せられている基本税率の10%（もともとは2.5%）より高くなります。日米の貿易協定も国際ルールも無視した一方的な関税の押し付けを飲まされた格好。約80兆円の米国への巨額投資、米国からの農産物の輸入

拡大、防衛装備品（武器）の購入も約束されました。

8月7日、トランプ大統領は、新たな相互関税を発動し、日本については、双方の主張に食い違いが残ったまま、15%が上乘せされることとなりました。

3 建設アスベスト東京1&2陣、大阪2&3陣訴訟和解

8月7日、東京高裁で、建設アスベスト東京第1陣&2陣訴訟の、翌8日、大阪高裁で、同大阪第2陣&3陣訴訟の和解が成立しました。どちらもアスベストを製造した建材メーカーが被害者に謝罪し、和解金を支払う内容。

大阪の原告・弁護団は、「謝罪と高水準の和解による救済は大きな成果」、「東京1&2陣訴訟の和解とあわせて全国の関連訴訟の後押しになる」、「メーカーも抛出する全ての被害者の救済制度の創設の力となる」と評価するとともに、「解体・屋外作業者にも対象を広げていくことが必要だ」としています。



4 2025年度最賃引き上げ目安&人事院勧告

8月4日、中央最低賃金審議会は、2025年度の地域別最低賃金額の改定の目安について答申を行いました。Aランク（東京、大阪など6都府県）とBランク（京都など28道府県）63円、Cランク（沖縄など13県）64円の引上げ額が示され、全国加重平均で現行の1055円から1118円となる目安でした。過去最大の引上げ額と言われていますが、石破内閣が目標としている「2020年代に全国平均1500円」には間に合わない引上げ額でした。



8月7日、人事院は、2025年度の国家公務員の賃金について、月例給与を平均1万5014円・3.62%、一時金（期末・勤勉手当）を0.05か月増の4.65か月とするよう、国会と内閣に勧告を行いました。34年振りの3%越えの改定率ですが、物価上昇率から言えば生活改善するには不十分な額であり、本省幹部職員と地方機関の職員の給与格差が拡大するなどの問題もあります。また、官民比較の企業規模を「従業員50人以上」から「100人以上」に今回もどしました。

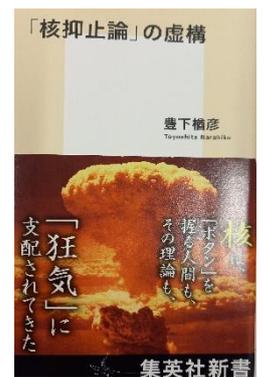
VI 今月のお勧めの3冊；大和田敢太「ハラスメント対策の原点～根絶するために」 豊下梢彦「『核抑止論』の虚構」、赤根智子「戦争犯罪と闘う—国際刑事裁判所は屈しない」



1冊目は、大和田敢太滋賀大学名誉教授の「ハラスメント対策の原点～根絶するために」（新日本出版社、2025年6月初版、2100円＋税）。日本におけるハラスメント研究の第一人者が、文字通り、「ハラスメント対策の原点は何か?」、「ハラスメントを根絶するにはどうすればいいのか!」を、ほんとうにわかりやすく説明しています。大和田先生は、日本のハラスメント政策の現状について、「被害者不在」で加害行為の定義を重視した「加害者目線の対策」であり、有効な羅針盤（定義）も適切な海図（規制制度）も存在していないと鋭く批判します。そして現行法の細分化されたハラスメント規制制度や被害者を軽視する定義のあり方が、ハラスメント規制の原則に反していること、「パワー・ハラスメント」という非科学的な用語が濫用されていることについても批判し、ハラスメント対策の原点に

立ち戻ること、国際的基準の考え方や制度を踏まえることを提唱しています。本書は、大和田先生のそうした問題意識にもとづき、①現在の日本のハラスメント対策の現状を明らかにした上で、②ハラスメント規制の三つの源流（i. EU実態調査、ii. MeToo運動、iii. ILO190号条約）を探り、③ハラスメント規制の原点を国際的な議論から確認し、④諸外国のハラスメント規制の実例を参照しながら、⑤ハラスメント根絶のための実効的で包括的なハラスメント規制について提起する、という構成になっています。まさしくハラスメントをなくしたいと思っているすべての労働組合幹部&活動家にとって必読・必携!の一冊。

2冊目は、豊下梢彦先生の「『核抑止論』の虚構」（集英社新書、2025年7月初版、1150円＋税）。今年2025年は、ヒロシマ、ナガサキに核兵器が使用されてから80年となる年です。それ以降、ヒバクシャのみなさんが核兵器の恐ろしさ、悲惨さを身をもって示し、核兵器の廃絶を訴えてきたこともあり、核兵器の使用を許してきませんでした。しかし最近、ロシアのウクライナ侵攻、イスラエルのガザに対するジェノサイド攻撃、北朝鮮とイランの核開発、印パ紛争、そして「核のボタン」を弄ぶトランプの登場と、核兵器使用の危険が、今までになく高まって来ています。本書は、「核保有」を正当化してきた「核抑止論」の本質を、歴史的、論理的に解き明かし、核廃絶に向かう道筋と日本が採るべき選択肢を提起してくれています。本書が言う「日本が米国の拡大核抑止に安全保障を求め続けるとすれば、日本の一億人の人々の生命と安全が、トランプ大統領が握る『核の傘』に依存することになる。これが現実とすれば、それは悲劇であり、喜劇であり、狂気そのものである。日本はいち早く、この狂気の世界から脱却せねばならない。」という言葉で、日本人一人ひとりがよく考え、行動しなければならぬと痛感させられました。



3冊目は、赤根智子国際司法裁判所（ICC）所長の「戦争犯罪と闘う—国際刑事裁判所は屈しない」（文春新書、2025年6月初版、950円＋税）。本書の帯には、「世界を、力による支配へ逆戻りさせないために。プーチンとネタニヤフへの逮捕状を発付した国際刑事裁判所。国際紛争と対峙する日本人の所長『私たちは決して諦めない』とあります。ご存じのように、国際司法裁判所（ICC）は、ロシアのプーチン大統領、イスラエルのネタニヤフ首相に対し、戦争犯罪や人道に対する犯罪を行ったとして逮捕状を請求しました。そしてそれを口実にロシアから指名手配され、アメリカからの制裁が行われています。赤根所長は、この事態をICC存亡の危機ととらえ、それは世界が「法の支配」ではなく、「力が支配する」世界となってしまうとして、国際的な法秩序の守り手として、「私たちは何としても踏みとどまらなくてはならない」と決意されています。ICCは、第二次世界大戦後のニュルンベルク裁判と東京裁判を契機として、さまざまな積み重ねの上に2002年に発足した、戦争犯罪や人道に対する犯罪を行った個人を処罰できる、常設の国際的な刑事法廷として世界初、唯一の存在です。本書は、そのICCが「どのような組織で、何をしているのか」、「どのような困難に直面しているのか」、「未来に向けて、どのような可能性を持っているのか」を、本当にわかりやすく伝えてくれます。ウクライナ侵攻やガザ攻撃の国連憲章や国際法にもとづく「公正な解決」を実現していく上でも必読です。



いの健京都センター発行の 学習パンフレット & 討議資料を ご活用ください！



Vol. I. I 「時短（労働時間短縮闘争）のすすめ」

2024年12月5日発行（12P）

Vol. I. II 「ハラスメントのない働きやすい職場を創る！」

2025年1月10日発行（16P）

Vol. I. III 「Q&Aで、『労基研報告書』を批判的に読む！」



2025年2月10日発行（16P）



Vol. I. IV 「労働安全衛生法の基本と職場のローアン活動の進め方」

2025年7月22日発行（28P）

Vol. I. V 「新時代の『日本的経営』から30年！」

～日本の労働者の働き方＝働かされ方はどうなったのか！～



2025年7月22日発行（16P）



討議資料「厚生労働省『労災保険の在り方に関する研究会中間報告書』を批判的に読む

2025年7月31日発行（4P）

- * どのパンフレットや討議資料も、いの健京都センターのホームページから無料でダウンロードできます！（<https://k-inoken.net/>）
- * 講師派遣も行います！（いの健京都センター加盟団体は、基本“無料”です！）

いの健京都センター（働くもののいのちと健康を守る京都センター）

〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラポール京都（京都労働者総合会館）地階
TEL (075) 803-2130、Fax (075) 803-2134、E-mail ; ino-ken@topaz.ocn.ne.jp